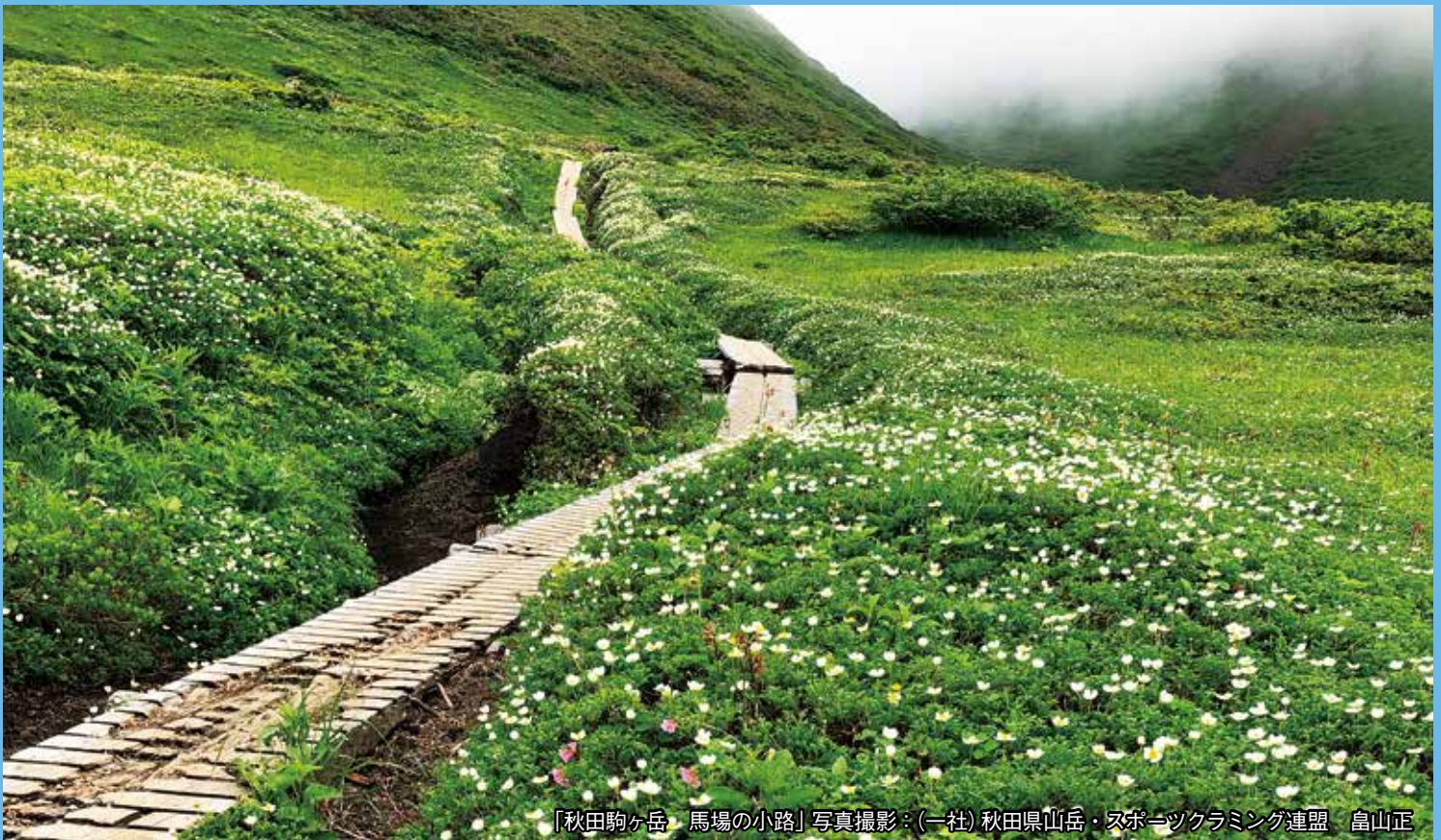


登山 月報



インスブルックワールドカップの集合写真

JMSCA 登山月報 第653号 令和5年8月15日発行



「秋田駒ヶ岳 馬場の小路」写真撮影：(一社)秋田県山岳・スポーツクライミング連盟 畠山正

8月11日 みんなで山を考えよう!
 祝「山の日」
 全国「山の日」協議会 山に親しむ機会を得て 山の恩恵に感謝する

No.653

日本ーフランス技術役員交流(審判)報告	2
令和5年度高等学校登山夏山基礎講習会・報告	3
寄贈図書	4
島根県山岳連盟自然保護委員会のSDGsな活動	5
Enjoy Climbing	6
第20回 山岳遭難事故調査報告書	7
令和4(2022)年度事業報告	11
令和4(2022)年度収支決算報告	12
表紙のことば、編集後記	14

日本ーフランス技術役員交流(審判)報告

スポーツクライミング部技術委員会 羽鎌田 直人

【事業の概要】

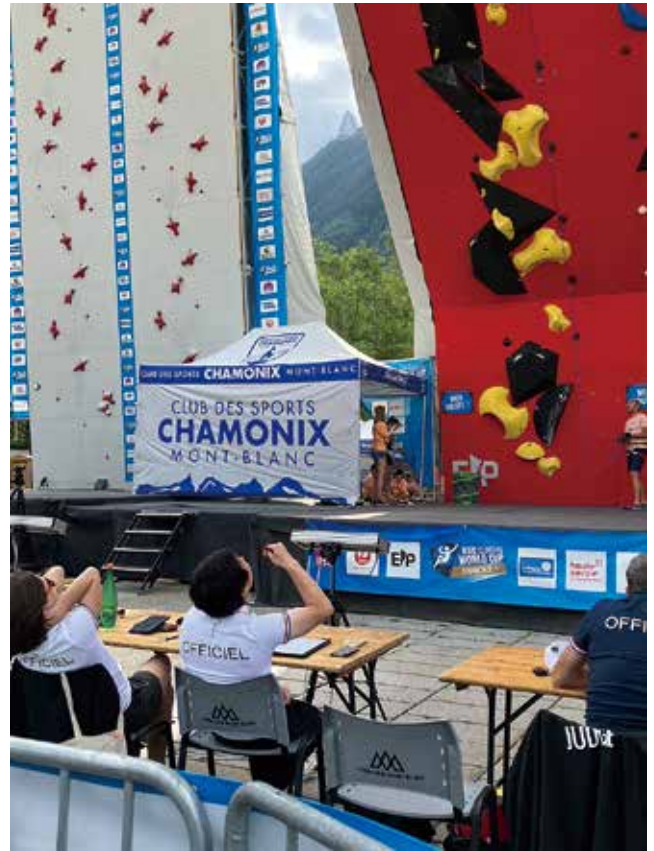
この事業は、2019年にフランス連盟(F FME)および弊協会間で締結された「F FMEーJM SCA 両国の友好と相互協力に関する協定」に基づき、それぞれが主催する国内大会および国内で主管する国際大会において、技術役員(審判、ルートセッター)を相互に受け入れ交流を図るという趣旨で実施されている。ルートセッターに関してはここ数年日本側がフランスのルートセッターを様々な大会で受け入れてきたが、審判の交流は今回が初めての実施となった。現在、日本からは国際ルートセッターを5名輩出しているが、国際審判員については1名と代表チームの成績の割には国際的なプレゼンスが低いことが問題視されている。日本の審判の高い能力を国際社会に示し、国際審判員を養成する一環として、今回フランス連盟が主管するワールドカップにおいて、日本から2名の審判員を受け入れていただいた。詳細はそれぞれの審判員からの報告をお読みいただきたい。

【シャモニーWC】

派遣審判：杉山将崇

7月4日(火)から7月11日(火)まで日仏審判交流事業により、Chamonixで行われたワールドカップにナショナルジャッジとして参加させていただいた。大会自体は7日にスピードの予選、8日の9:00~18:00にリードの予選、21:00~よりスピードの決勝、9日のAMにリードのセミファイナル、19:30~にリードのファイナルが行われた。私の具体的な仕事内容はリード種目における予選(男子)とセミファイナル(男子)、ファイナル(女子)の審判を担当させてもらった。海外のジャッジチームと英語でやりとりし、競技に携わることは私にとってこの上ない貴重な体験となった。

これまで日本で行われた国際大会には何度か携わっていたが、今回の大会とワールドカップ初戦である八王子大会とを比較したいと思う。まず最初に断っておきたいのは、どちらも大変すばらしい大会であり、クライマーが光り輝く素晴らしいステージであることは間違いないということ。そのうえで、八王子大会はきめ細やかな運営と経験豊富なスタッフ、綿密な準備により、大変スムーズに大会を終えることができた。比べてChamonixでは、スタッフは限りなく少ない状態でトラブルも散見された。しかしながら、そういったトラブルも許容しあい、あの場にいた全員が大会を大いに楽しみ、盛り上がり、そして感動的な場を共につくった協働



感さえあった。改めてスポーツの可能性を認識し、クライミングの素晴らしさを痛感することができた。

今の日本におけるコンペシーンはまだまだ発展できるのだと思い知らされた。協働感、そして一体感を我々スタッフだけでなく、選手、関係者、多くのファンと共有し、更なる成長ができれば、これ以上の喜びはないだろう。私にできることはジャッジという立場でコンペの輪郭を創ることだと思っていたが、それ以上にコンペ自身の在り方のデザインも大切だと学び、微力ながらクライミング界の発展に貢献したいという気持ちが強まる



研修となった。このような貴重な機会を下された皆様に心より感謝し、今回得た経験を活かして今後も多くの大会に関わっていきたい。

【ブリアンソンWC】 派遣審判：長谷川千秋

7月14、15日にリードW杯2023第4戦がフランス・ブリアンソンで開催され、日仏審判交流事業の一貫として本大会に参加した。8月にベルンでの世界選手権が控えていることもあり多くの有力選手が出場を回避する中で、多数の日本人選手が好成績を収めるなど話題となった。その裏側で体験したこと、感じたことの一部を伝えることができればと思う。

まず印象的だったのは、審判やスタッフ自身が大会を心から楽しんでいる様子だった。セレ・シュヴァリエの大自然に抱かれた開放的な会場で、光や音を駆使した素晴らしい演出、それに呼応して観客も盛り上がり、そして審判もその盛り上がりを共有する。そうすると、ステージ上、壁の最前に位置する審判席はまるでプレミアムシートのような。「黒子に徹する」というストイックな姿勢は日本人の美德として認識されているが、必要以上に隠されて目立たない立場に甘んじていては、後継者も育たないのでは？と地元で審判資格取得者の確保に苦慮している身として感じた。

また日本の審判チームの団結力も素晴らしいと常々思っているが、今回ご一緒したフランス審判チームはま

るで家族のような暖かさがあつた。長年クライミングに関わっているベテランが多く、夫婦、親子など家族ぐるみでスタッフをしている人も多かった。また、だいたい同じメンバーでフランス各地の大会の審判を転戦しており「まるでキャラバンのよう」と言っていた。パリ五輪審判メンバーも多数いて、このメンバーならオリンピックも盤石だと思う。

審判上の細かいやり方の違いは、良いものもそうでないものも、たくさんの気づきがあつた。これからの大会運営で、この経験を共有し、活用していければと思う。今後も実りある交流事業が継続することを願っている。



photo by Loïc Lemahieu

令和5年度高等学校登山夏山基礎講習会・報告

6月23日（金）～25日（日） 国立登山研修所・大品山～瀬戸蔵山

この研修会は、高等学校等で登山指導・引率などを行っている先生を中心に毎年行われており今年度で6年目となります。

今年の開催は、夏山シーズン前の6月開催となりましたが、コロナ禍からの学校行事・部活などの復活など影響もあったのか？4名の参加で行われました。

その分、講師陣とのマンツーマン講習で中身の濃い講習会となった一方で、この講習会に参加できる先生方の環境問題も感じられ、都道府県の登山に対する理解度の違い、また学校登山に対する消極的な流れなど？どれも人間と自然との関係を学ぶ機会をなくしてしまっているように感じました。

今回はその中で、栃木県の高校高等学校登山部顧問の先生が来てくれた事は、すべての関係者の方々に感謝いたします。ありがとうございます。

この講習会の基本は、P D C A サイクルでプランニングと安全管理をメインに学びます。



初日の机上では、P（計画Plan）に始終し、大品山から瀬戸蔵山への地形図から様々なポイントを読み取り、位置確認場所、危険箇所、休憩、尾根、沢、時間管理も含め、チェックポイントを自ら割り出し講師陣の追加したものを加えて実技で検証しました。

2日目の実技 D（行動Do）では、引率リーダーとし



での安全管理も行動中に講師陣から学び、前日の地形図チェックポイントを講習生が指摘しその場で理由説明、そしてGPSで確認、少しの等高線の変化も見逃さず見事に割り出していました。但し、もっと広い範囲を読み取り確認するなどして現在地の確信性を高めてもらいたいと感じました。また、この時期(梅雨)でしたので山はたっぷり保水しており、大品山直下の緩傾斜帯には“水たまり”も残っており、ここが沢の発生源との新しい発見にも歓喜、移動距離と等高線との難しさ、等高線の微妙な変化などに苦労しながらの奥の深い読図ナビゲーション実技となりました。

最終日はロッククライミング施設の階段を利用した「ロープワーク」の学びを行いました。

基本は少ない装備(補助ロープ・カラビナ・スリング)



にて、緩傾斜の悪場の通過を想定した引き上げ・引き下ろしなど、結びに関しては悪場を目の前にして覚えている結びが飛んでしまっは意味がありませんので、一番間違にくい結びとして「オーバーハンド」、メインで行いました。勿論、バックアップを取っての講習でしたので、安全管理の重要性も分かってくれたと確信しております。

他、各個人の装備のチェック・テント泊・引率リーダーとしての安全管理、そして全体協議での講習会の振り返り C(確認 Check) A(修正 Act) など真剣に学んだ3日間でした。

また、大品山・瀬戸蔵山は低山・藪山での難しさもありますが、地図読みの可能性が非常に高い事を再確認しました。(指導委員会 本郷 利夫)

寄贈図書

新潟県山岳協会	「新山嶺ニュース」第366号	会報	長野県山岳協会	長野県山岳協会ニュース「やまなみ」No.249	会報
(公財)健康・体力づくり事業財団	「健康づくり」No.542	会報	日経新聞社 鱈	日経新聞6/21 記事掲載紙	新聞
日本山岳文化学会	「山岳文化」2023年第24号	会報	日本スポーツマンクラブ財団	日本スポーツマンクラブ財団会報 第174号	会報
読売新聞東京本社	「読売新聞」夕刊 5/31	新聞	特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会	「JATI EXPRESS」Vol.95 2023June	会報
(株)日本運動具新報社	「スポーツ産業新報」No.2399, No.2400, No.2401, No.2402, No.2403, No.2404	新聞	公益財団法人健康・体力づくり事業財団	「健康づくり」No.543 2023/7月	会報
(株)山と溪谷社	「ROCK & SNOW」No.100	情報誌	日本ヒマラヤ協会	雑誌ヒマラヤNo.505	機関誌
(一社)京都府山岳連盟	カルチャーマガジン「京ノ山、上ル」	会報	中華民国山岳協会	「中華山岳」季刊 292	会報
兵庫県山岳連盟	「兵庫山岳」第672号、第673号	会報	Corean Alpine Club	「산(山)」2023年6月号 Vol.279号	会報
(公社)日本武術太極拳連盟	「武術太極拳」No.400	会報	モンベル	「岳人」8月号 1冊	情報誌
(株)ネイチュアエンタープライズ	「岳人」春山 No.913 2冊	情報誌	日本武術太極拳連盟	武術太極拳 2023年7月401号	会報
東京都山岳連盟所属 玲峰グループ	「玲峰」Vol.92 1冊	会報	(公財)日本スポーツ協会	「Sport Japan」Vol.68 2023 07-08	情報誌
(株)山と溪谷社	「山と溪谷」7月号 No.1066, 8月号 No.1067 別冊付録「日本アルプス山小屋名鑑 2023」	雑誌	一般社団法人埼玉山岳・スポーツクライミング協会	「SMSCA news」No.78	会報
(株)山と溪谷社	「ひとりぼっちの日本百名山」刊行(1988/8月刊行改稿)	情報誌	公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン	PLAN NEWS	会報
(一財)日本防火・防災協会	「地域防災」2023-6 JUN. No.50	会報	東京都山岳連盟	「がくれん通信」2023年2号	会報
大阪府立体育館	「季刊 府立体育会館」No.145号	会報	愛知県山岳連盟	「愛知岳連ニュース」第449号、「やまびこ」第206号	会報
弥生(株)	弥報マガジン	情報誌	公益社団法人全国高等学校体育連盟	「全国高体連ジャーナル」2023Vol.45	会報
東京野歩路会	「山嶺」Vol.100 No.1120, No.1121	会報	日本山岳会	「山」7月号 No.938	会報
(公社)日本山岳会	「山」5月号 No.937	会報	明治大学山岳部	「炉辺通信」No.202 1冊	会報
日本山岳写真協会	「日本山岳写真協会ニュース」5月号 第503号、第504号	会報			

島根県山岳連盟自然保護委員会のSDGsな活動

当連盟は昭和25年9月に結成され、往時には17団体、内高体連加盟12校を数えていましたが、過疎化、少子高齢化により地域4、SC2、高体連3校に減少し、社会人も高齢化、会員減少により連盟の活動はもとより個別団体の活動自体が縮小してきています。この傾向はここ数年の新型コロナ禍により一層顕著となっており、当連盟の存在自体が「サステナブル」かどうかの問題となっています(笑)。そうしたなかで、2030年国民スポーツ大会の本県開催が予定され、SC関連団体は否応なくその準備に対応している状況にあります。

従来から自然保護についての関心が高くなかった本県連盟においては、副会長が充て職で委員を兼ねるとい程度で、活動実態が無い状態が続いていました。SDGsなど無縁といえる状況であり、本欄に掲載できるような内容は正直、今のところ持ち合わせていません。しかし、中国5県による自然保護研修会の実施が呼びかけられ、コロナ鎮静化の本年鳥取で再開、来年は本県が当番を引き受けることから、これを機に自然保護活動についてスタートさせようと、他県の取り組みを参考にまず各構成団体から担当者を選出してもらい今後の方向性、活動について検討していこうとしており、その緒に就き始めたところでもあります。

県内唯一の日本二百名山である三瓶山は、大山隠岐国立公園に指定されていますが、稜線にあった展望台の

トイレは老朽化で使用できず(昨年解体撤去)長く無トイレ状態であり、県内外の関係者の課題でありました。国立公園魅力化計画の一環で環境省により念願のトイレが男三瓶山頂に設置されることになり、当連盟も事前調査の段階で関係諸団体とともに実地踏査に協力させていただきました(写真参照)。SDGsの目標のひとつ「安全な水とトイレを世界中に」が三瓶山において、ここ数年のうちに一部実現することに感謝をしつつ、地元の山を愛する団体、個人として何ができるのかを考え、環境問題に積極的にかかわれるようなイベントを企画していきたいと考えています。

(島根県山岳連盟自然保護委員長 三成敏雄)



トイレ設置候補地



環境省レンジャーの説明



実地踏査中

Enjoy Climbing

パキスタン チャラクサ氷河クライミングツアー 2022 ②

佐藤裕介 記

パキスタン遠征時いつも使っているパキスタン航空は日本航路を現在休止中なので今回はタイ航空を利用してバンコク経由でイスラマバードに到着した。5年ぶりのイスラマバード国際空港が異様に立派で綺麗になっていて驚く。ちなみに空港職員でさえマスク無しのイスラマバード空港であった。春に行ったネパールでさえ空港ではほとんどの人がマスクをしていたのだが。。。やはりマスク無しは快適だ。新空港は少々イスラマの町から距離があるが道路も良くなっていて何かと快適なイスラマ入りであった。

2日間で荷をまとめリエゾンと合流後、再び空港へ。スカルドまで快適に飛行機を使って移動した。

スカルドのホテルで、先発していたG 6隊(友人)がイスラマからバスで運んでくれたガス缶をゲットした。(今年はガス缶が不足しているようでスカルドでは250gのガス缶が1缶40ドル!) 1日半の買い出しを経てフーシェに移動。物価がかなり上がっていてルピー換算で5年前の2倍。ジープやポーター代などもやはり2倍となっていた。(円・ルピーの為替も変化しているの、円換算で1.5倍程度)

5年前と同様、2日間でK 7のベースキャンプ入りとなった。やはりチャラクサ氷河はクライマー天国である。美しくカッコいい壁が目白押しで待ち受けてくれた。

K 7の南西稜をトライしていたイギリス隊は先日、登攀2P目で落石の為右手を負傷してしまい明日下山するそうだ。可哀想すぎる。イギリス隊は登攀メンバー3名、撮影を目的に来たメンバーが2名。撮影隊はここに残って他の登山隊のクライミングシーンなどを撮影したいようだったが、同行していたリエゾンが「遠征隊は同一の行動をしなければならない」という基本原則に従って「全員同時に下山しないとダメ」と指示され仕方なく全員下山するそうだ。我々はK 7隊の2名と、クライミングツアー隊の3名でチケット日程も別である。今回、ベースヤリエゾン、ガイド、コックなどを2隊でシェアし経費も節約しようと、5人共にK 7隊として登山申請を行っていた。基本原則通りだと、K 7隊がクライミングツアー隊の短期間の日程にあわせなければならなくなってしまう。

真面目な我々のリエゾンは、案の定同一の行動以外は認めないと頑なに言い続け、結局K 7隊もベース滞在が実質18日間という、標高7000m近い山に登るには異常に



順応山行の帰りにトンガリピークの登攀をする。
中央のクラック沿いに登った(7月24日)

短い期間となってしまった。パキスタン史上初の不信任決議案可決からの政権交代の影響もあるようで登山許可の手続き、レギュレーションやルールなど色々なことが変わってきている。これからは、ベースシェアなども少し難しくなるのかもしれない。

7月21日 B C (標高4300m): B C生活初日はいつものんびりとベースキャンプを整備して終わりと言うことが多いのだが、今回の遠征は期間が短く異様に忙しい。午前中各テントを建て終えてランチを取ったら早速氷河を偵察に歩いた。早速、目標になりうるカッコいい壁を見てモチベーションアップ。

7月22日 順応山行1 B C 4300m (14:00) - 丘の上4750m (16:40): 早速、順応登山開始する。午前中、パッキングを終えランチ後14時に出発した。猛烈な日差しを浴びながら450m上がり小川の流れる快適なスペースまで。スカルドで手に入れたガソリンの質が悪い為かMSRのドラゴンフライが不調で難儀する。それでもこのガソリンの扱いに慣れてくるとなんとかなるのがMSRの強味かな。

7月23日 4750m (6:00) - 5500m (10:00): 5年前と比べて山全体に雪が少なく壁は乾いている部分が多かった。ロッククライミング的には助かるのだが、順応山行は大変だった。5年前は雪を使って簡単に上がった沢がガラガラの沢になっていて落石に気を遣う悪いルンゼ登りとなってしまった。少し傾斜が出てきた雪面上で

ルー君:「こう言う雪壁ってどうやって登るんですか?」

佐藤:「そろそろダガーだなあ。」

ルー君:「ダガーって何ですか?」

佐藤:「ルー君、ダガーも知らんのか。。。」

どこまでも山を舐めてるチャラクサクライミングツアー隊であったが、何とかルンゼを登りきる。

目標としていた5500mのコルを整地してテントを張りたかったが暑すぎて日向しかないコルにテントを張るのは後回しにした。各自居心地の良い日陰に移動して休息。日向はとても暑く、日陰は寒いと言う極端な気候である。

7月24日 5500m (6:15) - デポ地4900m (9:15) - トンガリピーク 約5300m (14:20 ~ 19:20) - 4900m

(22:30) (晴れ→小雪→雨): 順応山行としては昨夜5500mで泊まって概ね終了だ。しかし欲張って以前から気になっていたアプローチ途中に見えるトンガリピークで足慣らしクライミングをするつもりである。早朝ルンゼを下りだした。落石に注意し、雪面に入ってから調子の悪いグニャグニャ登山靴&アイゼンで慎重に下る。昨日デポしたクライミングギアを回収して、トンガリピーク目指して谷を横断していった。思っていたより大分遠く14時にやっと取り付きに到着。トンガリピーク正面に

頂上付近までピシッと走っているクラックを登り始めた。「ピークまで簡単な快適クライミングでしょ!」と佐藤は準備段階に言っていてギアも決めたのだが、結構傾斜があって登りごたえのあるクラックが続く。しかも想像以上長い登攀距離となり充実した内容だった。素晴らしい節理がピーク直下まで続く5Pの傾斜の強いクラックであった。最後のピーク直下は節理なくフリーソロ状態となり緊張した。

—以下次号—



2003年に始まった山岳遭難事故調査報告書は20回目を迎えた。この間、山岳事故データベースを構築しながら事故分析による報告を進めてきた。データベースには、2023年現在4669人の事故者のデータが登録されている。

当報告書の成果は、多くの人々が持つ山岳遭難事故のイメージ(悪天候、岩場、冬山、雪崩など)を、日常的に発生するヒューマンエラー的な事故イメージに書き換えたことであった。加えて、山岳遭難事故はベテラン登山関係専門家だけが扱う世界であったが、一般の人にも分かりやすく可視化することで、事故を身近なものとして、捉えることが可能となった。

1. データベース構築ための調査内容の特徴

当報告書を開始するにあたり、北米で発生するクライマー事故を分析し、詳細な記述により紹介したAccidents in North American Mountaineering (1948-)の年次報告冊子を参考にした。しかし、この冊子には、わずかな事故統計が掲載されるものの、大半は専門家に向けた記述形式で紹介されており、事故の傾向が一般にはつかみにくい問題があった。

そこで、データベースの調査対象は、警察統計と同様に、山岳で発生する事故全般とし、数量解析を前提に検討したため、自由記述式回答を少なくし、大半は複数回答の選択式とした。

調査項目は大きく5ブロックに分かれる。(1)事故の概要(傷害・治療状況、事故発生場所など)、(2)基礎データ(体力・既往症、登山経験・山行目的、リスク対応)、(3)事故発生直前(直前までの事故・トラブル、体調など)、(4)

事故発生時(態様、天候、発生場所と事故時の行程、事故の誘因、起因)、(5)事故発生後(直後の意識と状況、応急処置、事故連絡、レスキュー方法)である。なお、回答様式に配慮して、データ入力には1人あたり687項目+事故現場のスケッチ、位置情報となっている。

2. 何故、量的解析が必要か

遭難対策関係者の間でも、「滑って、転んだ程度の事故」と、遭難事故を差別化する傾向が強い。しかし、「ただ転んだ」事故でも数が集まると、事故の背景にある基礎体力(筋力、バランス力、視力、聴力)問題、反射神経や集中力の低下など、様々な高齢化問題と登山計画のあり方、損傷部位特性、リスク対応問題などが浮かび上がってくる。

単純と思われる事故でも、これらの要因からどのような状況下で事故が起きているのか数量的な傾向が掴めると、特徴を伝えるだけでも大きな防止対策となる。その代表例が事故が発生しやすい「魔の2時」である。このことを知るだけで、多くの登山者は警戒モードとなり、ヒューマンエラー的な事故が防げたと考えている。

3. 第20回報告の区切り

本報告は20回を区切りとして、「警察庁の事故統計から見た登山史」と「第20回報告まとめ、山岳遭難事故データベース情報の要覧」にまとめた。さらに、溝手氏による「重要な登山事故に関する裁判事故事例」を特集した。

我が国における重要な登山事故に関する裁判事故事例

JMCSA ; UIAA資格委員会委員、IMSARJ理事 弁護士 溝手康史

【民事裁判】

1. 西沢渓谷歩道事故

1970年5月に、西沢渓谷の歩道の柵が折損して登山者1名が転落死した。裁判所は、柵が「通常有するべき安全性」を欠くとして、柵の管理者である自治体の営造物責任(国家賠償法2条)と国の費用負担者の責任(同3条)を認めた。4割の過失相殺。

2. 木曾駒ヶ岳都立高専事故

1977年3月に木曾駒ヶ岳で高等専門学校山岳部パーティが、斜面をトラバース中に雪崩が発生し、生徒6人、OB1人が死亡した。裁判所は、引率教師に注意義務違反

があったとして、教師の雇用主である自治体の損害賠償責任を認めた。事故の被害者の年齢は16歳から19歳。

3、八ヶ岳文化協会事故

1978年4月に、文化協会の職員1人が公募した30人の参加者を引率して、八ヶ岳横岳付近の雪のある岩稜をトラバース中に、参加者1人が滑落死した。裁判所は、引率した職員の注意義務違反を認め、引率職員、引率していない協会の会長と事務局長、職員の雇用主である協会の損害賠償責任を認めた。3割の過失相殺。

4、大杉谷吊り橋事故

1979年に大杉谷の吊り橋が崩落して登山者が吊り橋から転落して死亡した。裁判所は、吊り橋の管理者である自治体の営造物責任と国の費用負担者の責任を認めた。3割の過失相殺(高裁判決では4割)

5、高校山岳部沢登り事故

1983年7月、高校山岳部の部活動としての沢登り中に、生徒1人が沢で流されて死亡した。裁判所は、引率していない顧問教師等に注意義務違反がないとして、教師の雇用主である自治体の損害賠償責任を否定した。

6、東京青稜会事故

1985年、日和田山の岩場で、山岳会の仲間がセカンド(クライミングが初めてだった)を腰がらみで確保中に確保に失敗し、セカンドがグラウンドフォールし、重い後遺症を負った。裁判所は確保者の注意義務違反を認めた。3割の過失相殺。

7、六甲山登山事故

1985年11月、私立高校の行事として生徒だけで実施された六甲山登山で、落石により生徒1人が死亡した。教師は引率していない。裁判所は、学校に注意義務違反がないとして教師の雇用主である学校法人の損害賠償責任を否定

した。

8、石鎚山事故

1986年5月、石鎚山での中学校の登山中に、帽子を落とした生徒が帽子を拾いに行き、崖から転落し、重症を負った。裁判所は、生徒の行動を許可した教師に過失があるとして教師の雇用主である自治体の損害賠償責任を認めた。過失相殺なし。

9、三星山遠足登山事故

1987年5月、小学校で三星山(標高233m)を遠足中に、児童らが下山中に道を間違え、1人が崖から転落して死亡した。裁判所は教師に過失があったとして、教師の雇用主である自治体の損害賠償を認めた。3割の過失相殺

10、五竜岳遠見尾根事故

1989年3月に五竜岳遠見尾根で高校生や教師を対象にした登山講習会で雪崩により受講者の教師1人が死亡した。裁判所は、雪上訓練を行う場合には、事前に訓練場所の地形、積雪状況、現場付近の天候等について十分に調査し、雪崩が発生する危険を判断して雪崩事故を回避すべき注意義務が講師にあったとして、講師の使用主である自治体の損害賠償責任を認めた。

11、瀬沢岳西尾根事故

1994年1月に瀬沢岳西尾根を下山中の大学山岳部員(サブリーダー)が滑落して死亡した。裁判所は、大学生は自己責任が原則であるとしてリーダー(大学生)、留守本部を務めた山岳部OB、大学の損害賠償責任を否定した。

12、朝日連峰熱中症事故

1994年7月、高校山岳部で大朝日岳を登山中に生徒1人が熱中症で死亡した。裁判所は、引率教師は早く医療機関に搬送すべきだったとして、教師の雇用主である自治体の損害賠償責任を認めた。

表1 民事裁判①

○:有責

事故年	事故の場所	判決日	裁判所	事故の時期	登山態様	事故態様	被害者	被害者数	裁判の被告	責任の有無	備考
1	1970 西沢溪谷	1978.9.18	東京地裁	5月	友人関係	柵の折損 転落	成人登山者	死亡1	国、自治体	○	歩道の管理責任
2	1977 木曾駒ヶ岳	1988.3.24	東京地裁	3月	高専部活動	雪崩	専門学校生 同OB	死亡7	自治体	○	教師が引率 高裁、最高裁でも○
3	1978 八ヶ岳	1983.12.9	静岡地裁	4月	非営利ツアー	滑落	成人登山者	死亡1	協会、職員 協会役員	○	現場にいない役員の 責任も○
4	1979 大杉谷	1983.12.20	神戸地裁	9月	集団登山	吊り橋崩落 転落	成人登山者	死亡1 重症1	国、自治体	○	歩道の管理責任 高裁でも○
5	1983 只見白戸川 メルガ枝沢	1986.9.26	京都地裁	7月	高校部活動	沢登り中の 渡渉失敗	高校生	死亡1	自治体	×	教師は引率せず 高裁でも×
6	1985 日和田山	1991.1.21	横浜地裁	5月	山岳会	クライミング 中の確保失敗	成人登山者	重症1	個人	○	ゲレンデでの事故
7	1985 六甲山	1992.3.23	神戸地裁	11月	学校登山	落石事故	高校生	死亡1	学校法人	×	教師は引率せず
8	1986 石鎚山	1989.6.27	松山地裁 今治支部	5月	学校登山	転落	中学生	重症1	自治体	○	
9	1987 三星山	1992.5.26	岡山地裁	5月	学校登山	転落	小学生	死亡1	自治体	○	教師が引率
10	1989 五龍岳	1995.11.21	長野地裁 松本支部	3月	講習会	雪崩	受講者	死亡1	自治体	○	雪山講習会

13、神崎川沢登り事故

1998年、友人同士で鈴鹿山系の神崎川で沢登り中に1人が沢に流されて死亡した。裁判所は、友人間では特別な注意義務がないとして、リーダー的立場の者の損害賠償責任を否定した。

14、大日岳事故

2000年3月に北アルプスの大日岳で行われた登山研修会で雪庇が崩落して2人の研修生(大学生)が死亡した。裁判所は、講師に事前に雪庇の大きさを調査し、雪庇の吹き溜まり部分に進入してはならない注意義務があったとして、講師の雇用主である国の損害賠償責任を認めた。

15、白馬岳ガイド登山事故

2006年10月、祖母谷温泉から白馬岳をめざしたガイド登山中に、風雪のために客4人が死亡した。裁判所は、引率ガイドは事前に情報を収集して登山を中止するなどの適切な措置等をなすべき注意義務があったとして、ガイドの損害賠償責任を認めた。

16、尾瀬落木事故

2006年10月、尾瀬の歩道を登山中に、強風のために歩道付近の木の枝が落下し、登山者が死亡した。裁判所は、強風による落木事故では、歩道が「通常有すべき安全性」を欠くとはいえないなどの理由から、自治体等の営造物責任を否定した。なお、2003年の奥入瀬渓流落木事故や2000年城ヶ倉落石事故などは遊歩道での事故である。遊歩道での事故の判例は多い。

17、八甲田山スキーツアー事故

2007年2月に、八甲田山でのスキーツアー(ガイド5人、従業員1人、客18人)中に雪崩が起き、客2人が死亡し、7人が負傷した。負傷者の1人がガイドの雇用主であるツアー主催会社に対し裁判を起こしたが、被告は過失を争わ

ず、裁判所は損害額について判断した。

18、積丹岳救助活動事故

2009年2月、積丹岳で警察の山岳救助隊が遭難者(スノーボーダー)の救助活動中に、遭難者が落下して死亡した。裁判所は、警察官に注意義務違反があったとして、警察官の雇用主である自治体の損害賠償責任を認めた。地裁で8割、高裁で7割の過失相殺。

19、富士山救助活動事故

2013年2月、富士山で遭難者を消防ヘリが吊り上げ中に遭難者が落下して死亡した。裁判所は、消防職員の吊り上げ方法に注意義務違反がなかったとして、消防職員の雇用主である自治体の損害賠償責任を否定した。

20、アコンカグアガイド登山事故

2013年にアコンカグアでのガイド登山中に、悪天候のために客が凍傷になり、重い後遺症を負った。裁判所は、ガイドに注意義務違反がなかったとして損害賠償責任を否定した。

21、御嶽山噴火事故

2014年7月に、御嶽山が噴火し、58人が死亡し、5人が行方不明となった。裁判所は、国や自治体が噴火レベルを適切に管理したとしても事故を防ぐことができなかったとして、国等の損害賠償責任を否定した。

22、那須、茶臼岳雪崩事故

2017年3月、高校の山岳部の雪山講習会で雪崩が沖、生徒7人、教師1人が死亡した。裁判所は、教師の過失を認めて自治体の損害賠償責任を認めたが、公務員個人は損害賠償責任を負わないという国家賠償法の規定に基づいて教師の損害賠償責任を否定した。

表2 民事裁判②

○：有責

11	1994	濁沢岳	2001.10.26	名古屋地裁	1月	大学山岳部	滑落	大学生	死亡1	国 大学生 大学OB	×	高裁でも×
12	1994	大朝日岳	2000.3.15	浦和地裁	7月	高校部活動	熱中症	高校生	死亡1	自治体	○	
13	1998	神崎川	2000.12.8	名古屋地裁	不明	友人関係	沢登り中の渡渉失敗	成人登山者	死亡1	個人	×	高裁でも×
14	2000	大日岳	2006.4.26	富山地裁	3月	研修会	雪庇崩落	大学生	死亡2	国	○	高裁で和解
15	2006	白馬岳	2012.7.20	熊本地裁	10月	ガイド登山	悪天候 低体温症	客	死亡4	ガイド	○	刑事7と同一の事故
16	2006	尾瀬	2009.3.23	福島地裁 会津若松支部	10月	友人関係	落木	成人登山者	死亡1	国、自治体	×	歩道の管理責任
17	2007	八甲田山	2018.10.18	仙台地裁	2月	スキーツアー	雪崩	客	死亡2 負傷7	ツアー会社	○	
18	2009	積丹岳	2012.11.19	札幌地裁	2月	単独登山	救助中に落下	成人登山者	死亡1	自治体	○	警察の救助活動 高裁、最高裁でも○
19	2013	アコンカグア	2015.3.17	仙台地裁	1月	ガイド登山	凍傷	客	重症1	ガイド	×	海外でのガイド登山 高裁で和解
20	2013	富士山	2017.12.7	京都地裁	2月	山岳会	救助中に落下	成人登山者	死亡1	自治体	×	消防の救助活動 高裁で和解
21	2014	御嶽山	2022.7.13	長野地裁 松本支部	9月	さまざま	火山噴火	さまざま	死亡5 行方不明5	国、自治体	×	火山の管理責任
22	2017	那須・茶臼岳	2023.6.28	宇都宮地裁	3月	高校部活動	雪崩	生徒、教師	死亡8 負傷40	自治体 教師	自治体○ 教師×	

表3 刑事裁判

事故年	事故の場所	判決日	裁判所	事故の時期	登山態様	事故態様	被害者	被害者数	裁判の被告人	責任の有無	備考
1	1952 芦別岳	1955.7.4	札幌地裁	6月	学校部活動	滑落	高校生	死亡2	教師	○	罰金 教師が引率
2	1967 大朝日岳	1974.4.24	山形地裁	4月	学校部活動	悪天候 低体温症	高校生	死亡3	教師	×	雪山登山 教師が引率
3	1988 ニセコアンヌプリ 山麓、春の滝	2000.3.21	札幌地裁 小樽支部	1月	スノーシュー ツアー	雪崩	客	死亡1 負傷1	ガイド	○	執行猶予付禁錮刑
4	1999 羊蹄山	2004.3.17	札幌地裁	9月	ガイド登山	悪天候 低体温症	客	死亡2	ガイド	○	執行猶予付禁錮刑
5	2002 トムラウシ	2004.10.5	札幌地裁	7月	ガイド登山	悪天候 低体温症	客	死亡1	ガイド	○	執行猶予付禁錮刑
6	2004 屋久島	2006.2.8	鹿児島地裁	5月	ガイド登山	沢登り中の 渡渉失敗	客	死亡3 負傷1	ガイド	○	執行猶予付禁錮刑
7	2006 白馬岳	2012.7.20	長野地裁 松本支部	10月	ガイド登山	悪天候 低体温症	客	死亡4	ガイド	○	執行猶予付禁錮刑 高裁でも○

【刑事裁判】 刑事裁判(罪名はすべて、業務上過失致死傷罪)

1、芦別岳事故

1952年6月に高校山岳部で芦別岳に登山中、コースを間違え、生徒2人が岩場で滑落死した事故について、引き返すべき注意義務等の違反を理由に引率教師が起訴された。教師は過失を争わず、裁判所は教師を罰金刑に処した。

2、朝日連峰凍死事故

1967年3月に高校山岳部で大朝日岳に登山中に、風雪の中を行動し、生徒3人が低体温症で死亡した。裁判所は、過失について厳格に判断し、過失の証明がないとして、引率教師を無罪にした。

3、春の滝雪崩事故

1998年1月に、ニセコアンヌプリ山付近(通称、春の滝)でガイドによるスノーシュー・ツアー中に沢の下部で休憩していたところ、沢の上部で雪崩が発生し、ツアー客1人が死亡し、1人が負傷した。引率ガイドは、雪崩の危険区域に入らないようにする注意義務に違反したとして、禁錮8月執行猶予3年の判決をうけた。

4、羊蹄山事故

1999年9月に悪天候の中での羊蹄山でのツアー登山(ガイド1人、客14人)中に、パーティーから遅れた客2人が道に迷い、山頂付近で低体温症で死亡した。引率したツアー

ガイドは、客が自集団に合流するのを待ち、その安全をはかるべき注意義務に違反したとして、禁錮2年執行猶予3年の判決を受けた。

5、トムラウシガイド登山事故(2002年)

2002年7月、悪天候の中をトムラウシでのガイド登山(ガイド1人、客7人)中、山頂付近で1人の客が動けなくなり、低体温症で死亡した。引率ガイドが禁錮8月、執行猶予3年の判決を受けた(2009年にツアー客8人が死亡したトムラウシ事故とは別の事故)。

6、屋久島沢登り事故

2004年5月、屋久島での沢登り(ガイド1人、客4人)中に、雨で増水した沢を渡渉しようとして客3人が溺死し、1人が重傷を負った。ガイドは禁錮3年、執行猶予5年の判決を受けた。

7、白馬岳ガイド登山事故

民事15の事故に関する刑事裁判。

地裁判決は、事故の予見可能性は、天候が悪化すれば凍死する可能性があるという程度で足りると述べ、引率ガイドに対し禁錮3年、執行猶予5年の判決をした。

高裁判決は、事故の予見内容は、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」で足りるとした。

次回へ続く

令和4 (2022) 年度事業報告

令和5 (2023) 年6月18日

I 事業総括

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「JM SCA」という)における令和4年度の主な事業について以下大筋を簡潔に紹介する。

(1) 競技系

今年度は確かにCovid19の余波が残っているもののSCの選手のWorld Cup(WC)等での活躍は目覚ましかった。10月に開催した盛岡におけるWCはIFSC直接主催であり、金銭面での大きな問題はJM SCAにはなかった。2023年度4月8王子WC開催においては、世界的な物価上昇の余波を受けクライミング壁、器材等のコスト上昇で財政的に難航を極めているが、多くの議論の末に開催が決まった。しかし、国際的にも経済情勢は予断を許さない。

国内大会やジャパンツアーなどの人気も相変わらず高い。

同じくオリンピック種目になった山岳スキーであるが、選手強化委員長も決まり、昨年に続き、宇奈月にて日本選手権を開催、さらに海外合宿等行い、漸次、態勢が整いつつある。

(2) 登山系

登山においては、山岳遭難事故を減らす対策が喫緊の課題である。身近なリーダーを育成するために、「夏山リーダー制度」を積極的に全国展開し、より多くの夏山リーダー養成に努めている。11月にはUIAAから検定員を招き、UIAA資格認定研修会を行なった。国立登山研修所と共に安全登山の意識、基本技術の研修を行っている。登山道の道標整備にも着手した。しかし、「登山道は誰のものか」という議論がある。管理責任の明確化はJM SCAのみでは出来ないもので地道に行政等と協力して実践している。万一事故に遭っても自分たちを助けるセルフレスキュー技術の研修も行っている。

海外登山奨励金制度において、かつては多くのクライマーがこの奨励金を使用して海外の山に遠征し、成果を上げてきた。近年はかつての精鋭が目指した登山が影を潜めている。今期は海外登山未経験者の応募や、過去の登攀の繰り返しが目立った。時代、年齢など問題点はあるが、門戸を広げるなど時代に即した形も考慮しなくてはならない。

「美しい山、日本の未来へ」の山岳自然保護や登山文化の継承は、子供たちを山に親しみさせ、登山の楽しみ、喜びを伝える。全日本登山大会(高知県大会)が開催中止となった。コロナ禍だけではなく、全国的にも登山普及の新しい形を模索しなくてはならない。世界的な気候変動の影響は山岳の世界にも表れている。

(3) 総務、独立系

表彰については2年ぶりの日本山岳グランプリに山野井泰史氏、山岳奨励賞に野村良太氏を表彰した。SDGs推進委員会が発足して2年になる。持続可能な開発目標と訳されているが、今後JM SCAとして継続的に実践していかななくてはならない。

AD/倫理研修は日本全国対面はなかなか難しいが、受講生は明らかに増加の傾向にある。

昨年来打ち合わせを継続してきた新HPが日の目を見た。し

かし適切な運用が無ければすぐに陳腐化するものと思われる。日々の情報発信が必要である。

JM SCAが実施する各事業の推進にあたっては、各専門委員会を中心に企画・立案し、必要に応じてプロジェクトチーム等の設置や調査を実施した。課題解決に向けた具体的な目標の設定や実施方法等について言うならば、JM SCA加盟団体振興推進PTがその具体例である。時間がかかっても成功させなくてはならない。

(4) 加盟団体のフォロー

国際的な活動は積極的に行いつつも、国内に目を転じれば加盟団体の各都道府県に全てではないが、やはり活動に支障をきたしている岳連が多くあることが、JM SCA加盟団体振興推進PTによる調査によって、あらためて具体的に浮き彫りになった。対策には多くの困難が予想されるがJM SCAの将来がかかっていると言っても過言ではなく、鋭意対応中である。国体ブロック大会には30万円補助は継続しつつ、各県大会においても10万円ずつの補助がきまった。

II 組織運営及び財政の確立

(1) 組織

新役員に限らず、公益法人の役員としての心構えについて、理事・委員長の研修を行った。コミュニケーションが図れてよかったという評価があった一方定期的に行うべきとの意見もあつた。是非浸透させていきたい。また、毎月の理事会を効率よく運用できるように正確なタイムマネジメントを心がけていきたい。

(2) ガバナンスコード

今年度は4年に1度のガバナンスコード適合性審査の年であった。今までのコードを提出し、修正を何点か指摘された。さらに4年後は実現度合いを審査される。JM SCA内の対応等将来構想も記述しておく必要がある。

(3) 財政

半期ごとの監事指摘にもあるように、まだ財政面の管理が弱い。今後JM SCAがさらに発展していくためには経営基盤の根幹である財政管理が必須である。

民間の協賛各社等に対し、本協会が実施するスポーツ推進事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、活動資金の援助を強く要請した。

財源の確保については、クライミングイベントの価値拡大を図り、スポンサー協賛金、サプライヤーとの提携、チケット収入、物販収入等の事業収益で増収に努めている。

また、山岳共済会への加入促進を積極的に図り、業務委託費の確保に努める。さらに賛助会員(団体・個人)の加入促進や選手登録、各種資格認定等を積極的に進めて増収を図る。

支出については、予算委員会を活用して、資金の有効な活用にも努める。「CLUB ITADAK会員については、ジム連の動きがはっきりせず、サポート企業と話し合い、撤退を決めた。

(4) 組織基盤強化

組織基盤強化ということで補助金を活用し、昨今のDX(デジタルトランスフォーメーション)に対応すべくシステム開発を行っており、次年度も継続することになっている。

また、これも補助金の一環としてJM SCAビジネススクールを開講し、選手・コーチ等が参加し好評を博している。

なお、JMSCAの組織運営に際しては、関係者が一丸となつて、コンプライアンス及びガバナンス強化、徹底に努めている。さらには、加盟団体をはじめとした国際、国内の関連団体との連携はいままで通り継続して行っている。

(5) 会員状況

会員の状況は以下の通りである。(令和5年4月1日現在)

- ①正会員 71名(加盟団体48名、学識経験者23名)
- ②賛助会員(団体) 9社
- ③賛助会員(個人) 90名(入会1名、退会・逝去8名)

賛助会員は100名を切ると税額控除団体から外れることになるので、会員の確保に最大限努めている。

(6) 収支報告概要

①貸借対照表

組織基盤強化助成金により、特定資産としてソフトウェア(10百万円)が、計上された。

一方で、赤字により、特定資産の国際大会開催資金(30百万円)を取り崩したほか、短期借入金も前年より40百万円増加した。この結果、正味財産が85百万円減少した。

②正味財産増減計算書

令和4年度の収入は476百万円(対前年123%)、支出は572百万円(対前年141%)となり、95百万円の赤字となった。

この主たる原因の一つは、前年の倍以上(89百万円から210百万円)に旅費交通費が増えたことによる。具体的には、事業費で、補助金の使途の多くを占めるSC部の代表選手強化費用の旅費交通費の支出が予算に比較して27百万円オーバーになったことと、もう一つは、競技会における大会施設費用の予算と実績の差が大きかったことによる。18百万円の予算に対して93百万円の実績となり、75百万円の差となっている。これは、予算の設定が低すぎたことと、材料費や輸送料が高騰したことが影響している。

③事業部毎実績

●登山部

全体で、11百万円の赤字となったが、主に、山岳スキー委員会によるもので、JOCからの強化費用補助金や参加者負担金が予定より少なかったこと(△7百万円)と、競技に関わる費用増(4百万円)に起因する。

●SC部

全体で、78百万円の赤字となった。

競技委員会では、収益は、18百万円増えたものの大会施設費用や委託費用、諸経費が増加した結果、40百万円の赤字となった。

強化委員会では、収入を見込んでいたJOCからの助成金額が減額されたため(△40百万円)、いくつかの事業を取りやめたが、旅費交通費が航空運賃の燃料費の高騰などにより、想定以上の増加となり、結果的に予算を超え、25百万円の赤字となった。

④法人会計

旅費交通費が前年に比べ10百万円増加したが、これは、国際会議やイベント参加のための海外出張や、大会参加のための国内出張が増加したことによる。

(7) 経営上の課題と対策

以下、課題と対策になる。

課題：JMSCAの事業全体が収入に見合った規模を超えている
対策：実施する事業を見直す。実施事業を優先順位の高いものに限定し、事業の集中と選択を行う。

課題：経費を節減するチェック機能が脆弱

対策：一定額以上の金額を発注する際等は必ず、1) 該当発注が必要であること、2) 見積もりを取得し発注金額が適正であること、について事務局または財務委員会の承認を得ることを義務付けるプロセスを導入する。

課題：予算を管理する体制が脆弱

対策：理事会で毎月委員会毎の予算執行状況を共有し、各委員会での執行状況を確認し議論することより、理事会による管理機能を働かせる。また、各委員会において実施する個別の重要事業(注1)の収支結果を理事会で共有し、理事会により適正な予算執行がなされたか否かのチェック機能を働かせる。(注1)重要事業とは競技大会など、予算規模が大きい(1,000万円以上)個別の事業

課題：事業資金(キャッシュフロー)の確保

対策：キャッシュフローの中期的展望をモニタリングしつつ、複数の資金調達手段を確保しながら、必要に応じて資金調達していく。

以上

令和4(2022)年度 収支決算報告

令和4年4月1日～令和5年3月31日

貸借対照表

科目	当年度末 (R5/3/31)	前年度末 (R4/3/31)	増減
(単位:円)			
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預貯金・郵便振替	20,248,313	28,908,118	△ 8,659,805
立替金	1,821,421	1,606,612	214,809
未収金	56,383,081	75,513,800	△ 19,130,719
未収還付消費税等	0	394,600	△ 394,600
前払費用	4,483,200	4,608,840	△ 125,640
仮払金	351,516	234,745	116,771
流動資産合計	83,287,531	111,266,715	△ 27,979,184
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
国民スポーツ登山振興基金	5,494,487	5,494,487	0
退職給付引当資産	3,594,098	3,594,098	0
創立60周年記念事業積立資産	1,213,925	1,213,925	0
財政基盤確保資金	6,000,000	6,000,000	0
国際大会開催資金	0	30,000,000	△ 30,000,000
ソフトウェア	10,502,250	0	10,502,250
特定資産合計	26,804,760	46,302,510	△ 19,497,750
基本財産・特定資産合計	56,804,760	76,302,510	△ 19,497,750
(3) その他固定資産			
什器備品	976,206	1	976,205
ソフトウェア	7,303,167	360,000	6,943,167
商標権	1,202,246	1,376,162	△ 173,916
保証金	1,350,000	1,350,000	0
その他固定資産合計	10,831,619	3,086,163	7,745,456
固定資産合計	67,636,379	79,388,673	△ 11,752,294
資産合計	150,923,910	190,655,388	△ 39,731,478
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	575,090	0	575,090
未払費用	24,492,935	26,438,550	△ 1,945,615
前受金	3,434,167	281,400	3,152,767
預り金	1,588,218	1,198,894	389,324
仮受金	12,091	173,988	△ 161,897
短期借入金	80,000,000	40,000,000	40,000,000
未払消費税等	2,274,400	0	2,274,400
賞与引当金	3,176,000	3,143,000	33,000
流動負債合計	115,582,901	71,235,832	44,347,069
2 固定負債			
退職給付引当金	9,589,500	8,483,500	1,106,000
固定負債合計	9,589,500	8,483,500	1,106,000
負債合計	125,172,401	79,719,332	45,453,069
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取補助金等	10,502,250	0	10,502,250
受取寄附金等	31,213,925	31,213,925	0
指定正味財産合計	41,716,175	31,213,925	10,502,250
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,716,175)	(1,213,925)	(10,502,250)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	△ 15,934,666	79,722,131	△ 95,656,797
(うち特定資産への充当額)	(11,494,487)	(41,494,487)	(△ 30,000,000)
正味財産合計	25,781,509	110,936,056	△ 85,154,547
負債及び正味財産合計	150,923,910	190,655,388	△ 39,731,478

正味財産増減計算書-前年対比

期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

科目	当年度 (R4/3～R5/3)	前年度 (R3/4～R4/3)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	600	600	0
基本財産受取利息	600	600	0
特定資産運用益	180	180	0
特定資産受取利息	180	180	0
受取会費	11,376,000	11,763,000	△ 387,000
正会員受取会費	2,550,000	2,570,000	△ 20,000
加盟分担金受取会費	7,280,000	7,539,000	△ 259,000
賛助会員受取会費(個人・団体)	1,466,000	1,654,000	△ 108,000
事業収益	237,524,082	238,029,676	△ 505,594
共済会委託事業収入	30,000,000	35,000,000	△ 5,000,000
登録料収入	13,495,400	14,030,000	△ 534,600
競技選手登録料収入	11,794,000	12,102,000	△ 308,000
諸登録料収入	1,701,400	1,928,000	△ 226,600
参加者負担金収入	4,894,156	2,641,850	2,252,306
講習会参加料収入	4,221,156	1,742,450	2,478,706
諸参加料収入	673,000	899,400	△ 226,400
協賛金収入	152,326,699	153,648,595	△ 1,321,896
広告料収入	3,980,452	5,423,801	△ 1,443,349
競技会収入	29,962,794	23,981,800	5,980,994
選手参加料収入	24,074,600	20,912,840	3,161,760
入場料収入	3,281,203	1,350,784	1,930,419
諸収入	2,606,991	1,718,176	888,815
その他事業収益	2,864,581	3,303,630	△ 439,049
受取委託金	42,321,245	23,978,813	18,342,432
スポーツ庁委託金	12,509,692	9,153,514	3,356,178
日本スポーツ振興センター委託金(7ｸﾞﾚｰﾄ)	29,811,553	14,825,299	14,986,254
受取補助金等	177,282,298	108,364,872	68,917,426
日本オリンピック委員会助成金	105,251,942	68,421,162	36,830,780
日本オリンピック委員会交付金	13,203,000	22,118,000	△ 8,915,000
国民体育大会補助金	7,280,284	0	7,280,284
日本スポーツ協会助成金	6,727,164	1,927,710	4,799,454
日本スポーツ振興センター助成金(振興くじ)	3,500,000	1,253,000	2,247,000
日本スポーツ振興センター助成金(振興基金)	9,600,000	9,600,000	0
日本スポーツ振興センター助成金(安全登山)	1,800,000	1,200,000	600,000
日本スポーツ振興センター助成金(組織基盤)	23,206,750	0	23,206,750
自治体補助金ほか	6,713,158	3,845,000	2,868,158
受取負担金	8,000,000	5,370,000	2,630,000
受取負担金等	8,000,000	5,370,000	2,630,000
受取寄附金等	60,000	395,081	△ 335,081
受取寄附金	60,000	395,081	△ 335,081
雑収益	484	82,125	△ 81,641
受取利息	484	1,275	△ 791
雑収入	0	80,850	△ 80,850
経常収益計	476,564,889	387,984,347	88,580,542
(2)経常費用			
事業費	537,798,294	388,455,855	149,342,439
給料手当	28,220,390	25,853,910	2,366,480
臨時雇賃金	10,946,592	8,402,596	2,543,996
通勤費	1,253,610	1,285,383	△ 31,773
退職給付費用	991,000	2,946,150	△ 1,955,150
賞与引当金繰入	2,848,000	2,828,700	19,300
福利厚生費	4,405,016	3,083,436	1,321,580
会議費	1,343,957	1,410,896	△ 66,939
旅費交通費	210,860,905	89,707,327	121,153,578
通信運搬費	5,873,302	5,084,591	788,711
減価償却費	756,109	640,507	115,602
消耗品費	13,231,465	32,646,361	△ 19,414,896
印刷製本費	19,898,132	16,694,269	3,203,863
広告宣伝費	2,535,996	2,602,000	△ 66,004
光熱水料費	223,328	202,483	20,845
賃借リース料	21,496,638	34,677,963	△ 13,181,325
保険料	5,269,948	2,773,658	2,496,290
諸謝金	32,678,569	21,988,096	10,690,473
大会施設費用	115,887,602	102,341,543	13,546,059
支払負担金	1,120,000	320,000	800,000
支払助成金及び事業交付金	2,980,000	1,908,052	1,071,948
委託費	33,819,813	7,873,894	25,945,919
租税公課	5,378,831	4,938,418	440,413
参加登録料	2,241,883	644,904	1,596,979
現地サポート費用	0	782,791	△ 782,791
大会記念品費	562,070	933,120	△ 371,050
大会賞金	1,680,000	1,440,000	240,000
報奨・奨励金	1,880,000	5,900,000	△ 4,020,000
IT関連費	8,964,930	8,058,935	905,995
雑費	450,208	485,872	△ 35,664
管理費	34,423,392	18,902,697	15,520,695
役員報酬	90,000	90,000	0
給料手当	3,135,596	2,872,656	262,940
通勤費	139,290	142,822	△ 3,532
退職給付費用	115,000	327,350	△ 212,350
賞与引当金繰入	328,000	314,300	13,700
福利厚生費	489,444	342,604	146,840
会議費	2,035,461	249,933	1,785,528
旅費交通費	11,293,855	898,282	10,395,573
通信運搬費	85,884	78,536	7,348
減価償却費	24,369	17,393	6,976
修繕費	735,515	340,450	395,065
消耗品費	366,677	52,680	313,997
印刷製本費	966,980	524,467	442,513
光熱水料費	24,820	18,540	6,280
賃借リース料	766,050	684,687	81,363
支払会費	2,923,620	3,697,237	△ 773,617
保険料	71,768	64,382	7,386
寄附金	100,000	0	100,000
租税公課	597,649	548,712	48,937
支払負担金及び還付金	3,772,600	3,577,600	195,000
交際費	71,300	216,280	△ 144,980
支払利息	368,956	71,589	297,367
支払報酬	1,925,420	986,020	939,400
手数料	3,159,052	2,581,042	578,010
IT関連費	182,863	152,326	30,537
雑費	653,223	52,809	600,414
経常費用計	572,221,686	407,358,552	164,863,134
当期経常増減額	△ 95,656,797	△ 19,374,205	△ 76,282,592
2. 経常外増減の部			
当期一般正味財産増減額	△ 95,656,797	△ 19,374,205	△ 76,282,592
一般正味財産期首残高	79,722,131	99,096,336	△ 19,374,205
一般正味財産期末残高	△ 15,934,666	79,722,131	△ 95,656,797
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	10,502,250	0	10,502,250
一般正味財産へ振替額	0	365,081	△ 365,081
当期指定正味財産増減額	10,502,250	△ 365,081	10,867,331
指定正味財産期首残高	31,213,925	31,579,006	△ 365,081
指定正味財産期末残高	41,716,175	31,213,925	10,502,250
III 正味財産期末残高	25,781,509	110,936,056	△ 85,154,547

正味財産増減計算書-公益・法人

期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

科目	公益会計の部	法人会計の部	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	600	0	600
基本財産受取利息	0	0	0
特定資産運用益	109	71	180
特定資産受取利息	109	71	180
受取会費	5,688,000	5,688,000	11,376,000
正会員受取会費	1,275,000	1,275,000	2,550,000
加盟分担金受取会費	3,640,000	3,640,000	7,280,000
賛助会員受取会費(個人・団体)	773,000	773,000	1,546,000
事業収益	209,346,339	28,177,743	237,524,082
共済会委託事業収入	20,844,000	9,156,000	30,000,000
登録料収入	85,400	13,410,000	13,495,400
競技選手登録料収入	0	11,794,000	11,794,000
諸登録料収入	85,400	1,616,000	1,701,400
参加者負担金収入	4,254,156	640,000	4,894,156
講習会参加料収入	4,221,156	0	4,221,156
諸参加料収入	33,000	640,000	673,000
協賛金収入	150,676,699	1,650,000	152,326,699
広告料収入	2,294,452	1,686,000	3,980,452
競技会収入	29,962,794	0	29,962,794
選手参加料収入	24,074,600	0	24,074,600
入場料収入	3,281,203	0	3,281,203
諸収入	2,606,991	0	2,606,991
その他事業収益	1,228,838	1,635,743	2,864,581
受取委託金	42,321,245	0	42,321,245
スポーツ庁委託金	12,509,692	0	12,509,692
日本スポーツ振興センター委託金(7ｸﾞﾚｰﾄ)	29,811,553	0	29,811,553
受取補助金等	175,558,048	1,724,250	177,282,298
日本オリンピック委員会助成金	105,251,942	0	105,251,942
日本オリンピック委員会交付金	13,203,000	0	13,203,000
国民体育大会補助金	7,280,284	0	7,280,284
日本スポーツ協会助成金	5,002,914	1,724,250	6,727,164
日本スポーツ振興センター助成金(振興くじ)	3,500,000	0	3,500,000
日本スポーツ振興センター助成金(振興基金)	9,600,000	0	9,600,000
日本スポーツ振興センター助成金(安全登山)	1,800,000	0	1,800,000
日本スポーツ振興センター助成金(組織基盤)	23,206,750	0	23,206,750
自治体補助金	6,713,158	0	6,713,158
受取負担金	8,000,000	0	8,000,000
受取負担金等	8,000,000	0	8,000,000
受取寄附金等	60,000	0	60,000
受取寄附金	60,000	0	60,000
雑収益	0	484	484
受取利息	0	484	484
雑収入	0	0	0
経常収益計	440,974,341	35,590,548	476,564,889
(2)経常費用			
事業費	537,798,294	0	537,798,294
給料手当	28,220,390	0	28,220,390
臨時雇賃金	10,946,592	0	10,946,592
通勤費	1,253,610	0	1,253,610
退職給付費用	991,000	0	991,000
賞与引当金繰入	2,848,000	0	2,848,000
福利厚生費	4,405,016	0	4,405,016
会議費	1,343,957	0	1,343,957
旅費交通費	210,860,905	0	210,860,905
通信運搬費	5,873,302	0	5,873,302
減価償却費	756,109	0	756,109
消耗品費	13,231,465	0	13,231,465
印刷製本費	19,898,132	0	19,898,132
広告宣伝費	2,535,996	0	2,535,996
光熱水料費	223,328	0	223,328
賃借リース料	21,496,638	0	21,496,638
保険料	5,269,948	0	5,269,948
諸謝金	32,678,569	0	32,678,569
大会施設費用	115,887,602	0	115,887,602
支払負担金	1,120,000	0	1,120,000
支払助成金及び事業交付金	2,980,000	0	2,980,000
委託費	33,819,813	0	33,819,813
租税公課	5,378,831	0	5,378,831
参加登録料	2,241,883	0	2,241,883
現地サポート費用	0	0	0
大会記念品費	562,070	0	562,070
大会賞金	1,680,000	0	1,680,000
報奨・奨励金	1,880,000	0	1,880,000
IT関連費	8,964,930	0	8,964,930
雑費	450,208	0	450,208
管理費	34,423,392	0	34,423,392
役員報酬	90,000	0	90,000
給料手当	3,135,596	0	3,135,596
通勤費	139,290	0	139,290
退職給付費用	115,000	0	115,000
賞与引当金繰入	328,000	0	328,000
福利厚生費	489,444	0	489,444
会議費	2,035,461	0	2,035,461
旅費交通費	11,293,855	0	11,293,855
通信運搬費	85,884	0	85,884
減価償却費	24,369	0	24,369
修繕費	735,515	0	735,515
消耗品費	366,677	0	366,677
印刷製本費	966,9		

8月号より開始! かすみちゃんのハイキング日記



表紙のこぼれ

秋田駒ヶ岳は最高峰、男女岳(1,637m)をはじめ、男岳、女岳の総称で、秋田県で最も高い山です。北日本一といわれる数百種の高山植物の宝庫で、花の百名山としても知られております。山頂からは、眼下に日本一深い湖、田沢湖を見下ろす素晴らしい眺望を誇ります。

秋田県側からは、八合目までバスで行けるため、気軽なハイキングコースとしても人気を誇り、男岳と女岳の谷間、馬場の小路は、通称ムーミン谷と呼ばれ、一面チングルマの群生に覆われます。

((一社)秋田県山岳・スポーツクライミング連盟 副会長 島山 正)

編集後記

8月の夏合宿は、劔岳と決まったので三つ峠に練習に行ってきました。

裏の登山道より登りますが、いつもは1ピッチで三つ峠山荘まで登り富士山を見て休憩するのですが、途中のベンチで休憩してしまいました。体力落ちたか。

まずは久しぶりなので右フェイスのリーダーピッチにロープを張ります。3人は登山靴と、運動靴で登ります。

そのあと、劔岳でロープを組むパートナーと中央カンを登り懸垂でおりましたが、10:30ぐらいになると日が照り岩場の暑いこと。

少し昔の感触が戻りました。あのランナウトの状態でランナーにクリップしたときの気持ちがよくえりました、まだ、岩やる?

(蛭田伸一)

トレランJAPAN
一般財団法人 日本トレイルランニング協会

〒141-0031
品川区西五反田6-3-23-205
☎03-3492-0355 FAX 03-6451-3767

登山月報 第 653 号

定 価 110 円 (送料別)
予約年間 1,300 円 (送料共)
(毎月 1 回 15 日発行)

発行日 令和 5 年 8 月 15 日
発行者 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号
Japan Sport Olympic Square 807
公益社団法人
日本山岳・スポーツクライミング協会

電 話 03-5843-1631
F A X 03-5843-1635

山岳
雑誌

岳人

がくじん

山と人、時代をつなぐ「岳人」

9月号
発売中

【特集】信濃川分水嶺の山々

★モンベルのウェブサイト
全国のモンベルストアや書店にて発売中!

毎月15日発売 価格1,100円(税込)

モンベルクラブ入会キャンペーン実施中!

▶年間購読が断然おトクに!

年間購読 通常特典 購読割引 送料無料 限定品プレゼント

さらに モンベルクラブ会員さまには
モンベルポイント **5,000P** プレゼント!

モンベルクラブ会員さまで現在購読中の方は、
次回継続時に5,000Pをプレゼントします。

年間購読特典

岳人 U.L.
ショルダー
バッグ



※カラーはお選びいただけません。

軽量で丈夫な生地を使用。
登山中のサブバッグに!

限定
デザイン

岳人
カード

全国2,000カ所以上で
ご優待!



全国の温泉や山小屋など提携施設で
さまざまご優待が受けられるカードです。

年間購読のお申し込みはこちらから! >>>
<https://www.gakujin.jp/>



全国の
モンベルストア
でも受付中!

お問い合わせ
モンベルポスト



0120-982-682 / TEL 06-6538-5797
※フリーコールは携帯・IP電話からはご利用いただけません。

SDGsで、未来をつなぐ

三井住友海上は、安心と安全の提供を通じて、持続可能な社会の実現に取り組みます



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals) とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた包括的で持続可能な社会の構築を目指す「持続可能な開発目標」のことです。

持続可能な地球環境		安心して暮らせる社会		活力のある経済活動	
関連する主なSDGs	主な取組	関連する主なSDGs	主な取組	関連する主なSDGs	主な取組
12, 13, 14, 15	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及支援 自然災害リスクモデルにもとづくコンサルティング 	1, 2, 3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの支援 先進技術を活用した利便性の高いお客さま対応 	7, 8, 9, 10, 11	<ul style="list-style-type: none"> 次世代モビリティ社会への対応 (自動運転車等) 災害に強いまちづくりの支援

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上は、レジリエントでサステナブルな社会*をめざします。

*外部環境にしなやかに対応する、持続可能な社会



登山者のマナー 山岳保険

あなたのは山岳保険ですか？

- 傷害死亡・後遺障害
- 遭難搜索費用
- 救援者費用
- 傷害入院
- 傷害通院
- 傷害手術
- 日常生活賠償

日山協 山岳共済会

〒170-0013東京都豊島区東池袋3-7-11-707

TEL 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397

E-mail sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

月曜日～金曜日 10:00～17:00 (祝日除く)

携帯からも資料請求ができます。
<https://sangakukyousai.jp>



「MAMoL マモル」
山を愛する人たちの共済会を～

WEBからもお申込みいただけます